

大阪市監査委員	新 田 孝
同	奥 野 正 美
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成18年6月30日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市は、霊園条例（昭和24年大阪市条例第32号）第8条に基づき、服部緑地に市政功労者区画（300㎡）を設置しているが、「名誉霊域」の発想自体が時代錯誤と言うべきであり、元市長が使用する60霊地を除く240㎡を長年空地のまま放置していることは、市の財産管理が怠慢であり地方自治法（以下「法」という。）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）に反している。市は少なくとも平成10年になされた一区画の返還を機に条例を改正して名誉霊域を解消し、一般に開放し使用料及び管理料を徴収すべきところ、現在まで徴収を怠り市に損害を生じさせているので、早急に240㎡について、一般公募し使用料及び管理料の収入を得るべきである。

2 地方自治法第242条の要件に係る判断

法第242条に定める住民監査請求は、当該普通地方公共団体の長等又は職員についての違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）を対象とし、そのことによって、当該普通地方公共団体のこうむった損害に対し、請求に理由があると認めるときは必要な措置を講ずべきことを勧告し、その損害を補填させ、又は損害の発生を未然に防止させることを目的とするものである。

この点、請求人は、財務会計上の行為又は怠る事実について、元市長が使用する60霊地を除く240㎡を長年空地のまま放置していることは、市の財産管理が怠慢であるとして「財産の管理を怠る事実」を、あるいは名誉霊域を解消し、一般に開放し使用料及び管理料を徴収すべきところ、現在まで徴収を怠るとして「公金の徴収を怠る事実」を主張していると解される。

そこで、まず、請求人の主張が、住民監査請求における「財産の管理を怠る事実」に相当するかについて検討する。

「財産の管理を怠る事実」の態様は、財産保全管理を怠っている結果、その滅失・毀損・侵奪などによって何らかの財産的損失を被る場合と、行政財産固有の態様である行政目的を阻害する態様として現れる場合があるが、請求人の主張が上記態様に該当するものではないことは明らかであり、「財産の管理を怠る事実」に相当するものではない。

次に、請求人の主張が、住民監査請求における「公金の徴収を怠る事実」に相当するかについて検討する。

そもそも、公金の徴収とは、納付義務のある公金を収入することであり、霊園条例第 8 条により、霊地使用料その他の料金はこれを徴収しないとされていることから、現況では何人とも使用料及び管理料を徴収する関係にはなく、請求人の主張は、「公金の徴収を怠る事実」に相当するものではない。

また、住民監査請求においては、財務会計上の行為又は怠る事実の違法性若しくは不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすところ、名誉霊域は、長により一般行政上の見地から、霊園条例に基づき区域の判断がなされたものであり、そのこと自体に明白な違法性は認められず、請求人の主張は、現行条例そのものの不当性、あるいは現行条例上の長の行政上の判断の不当性を主観的に主張するものであると解される。

さらに、住民監査請求においては、違法・不当な事由があるとしても、それが市に損害をもたらすような関係にはないことが明らかであれば、請求の要件を満たすものではないところ、上記のとおり、現況では何人とも使用料等を徴収する関係にはないことから、本市に損害をもたらすような関係にはないことは明らかである。また、一般開放した場合に得るであろう収入（使用料等）を損害とみなす場合においても、収入を発生させるためには、現行条例の改定、あるいは現行条例において、長が新たに霊域を縮減するなどの措置が必要である。

以上のことを総合的に勘案すると、請求人の主張は、長が現行条例そのものの改定、あるいは名誉霊域を縮減・廃止するという一般行政上の判断・行為を怠っている旨を主張するものであったとしても、法第 242 条第 1 項に規定する当該行為等には該当せず、監査委員の監査の対象となるものでない。

以上のことから、本件請求は法第 242 条の要件を満たさないものと判断する。